

議案第 19 号

両国屋内プール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

両国屋内プール条例の一部を改正する条例

両国屋内プール条例（平成 11 年墨田区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「区長」に改める。

第 3 条第 3 号、第 4 条第 1 項ただし書、第 5 条ただし書、第 6 条第 1 項及び第 8 条第 2 項中「教育委員会」を「区長」に改める。

第 9 条中「墨田区教育委員会規則」を「墨田区規則」に改める。

第 12 条、第 17 条第 2 項、第 18 条から第 22 条まで、第 24 条、第 27 条及び別表 2 貸切りでない場合の利用料金の部付記中「教育委員会」を「区長」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の両国屋内プール条例の規定により墨田区教育委員会が行った処分その他の行為又は同日前に墨田区教育委員会に対してされた申請その他の行為は、同日以後においては、それぞれこの条例による改正後の両国屋内プール条例の規定により区長が行った処分その他の行為又は区長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

本年 4 月 1 日付け組織改正により両国屋内プールの管理、運営等について区長部局で行うことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。